平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号 九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原 告 甲ほか67名

被 告 国

準 備 書 面 (11)

2015年(平成27年)12月 日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 金 敏 寛

頭書事件について、第7回口頭弁論期日において提出した原告ら準備書面(8)について補足して主張する。

記

原告らは、準備書面(8)において憲法論を直接主張するものではなく、国際人権 法に定められた権利及びこれに対する差別禁止を主張するものである。

すなわち、原告らは、準備書面(8)において無償化法の制定によりA規約13条2項(b)に定める権利が具体化されたことを主張するものである。しかし、万が一、無償化法により当該権利が具体化されていないと解されたとしても、原告らは、国際人権A規約2条2項や国際人権B規約26条等の締約国である被告には、教育を受ける権利の実現について、すべてのものに対する均等な取扱いが義務付けられていること(差別禁止原則)から、被告による不指定処分及びハ号削除行為がこれらの国際人権規約の各条項に違反すると主張するものである。

以上